すくすく広場公開講演会

愛沢隆一氏 (日本社会福祉司会アドバイザー) 「子どもの虐待対策 児童相談所及び地域の役割」

令和元年 5月26日(日) 主催 一般社団法人すくすく広場 会場 不動岡公民館

1プロローグ

私は、児童相談所の経験が長く、大学では福祉、越谷児童相談所では児童福祉司を行っていた。昭和リハビリセンターで、春日部特別養護老人ホームケアマネ。15 年後児童相談所虐待防止相談のポスト。虐待対応の第一線。加須は、馴染みがある。ここは当時埼玉県立青年の家。連休前の新規職員の合宿研修はここだった。最後の四年も加須地区担当。加須、羽生等。当時児童虐待はなかったかというとそうではない。昔の親、自分が食べなくても子育て今は・・。決してそんなことはなかった。戦後の戦災孤児対策から始まっていた。駅の子どもたち。行くところもなく寝泊まり、餓死も大勢いた。里親の虐待子殺し報道されていた。要するに親や社会が追い込まれたときに児童虐待が起きる。

2 お話しする内容

加須に尊敬する先輩鈴木さんがいて、児童福祉で先頭に立っていた。また、成田さんが、実際に仕事を教え込んでくれた。今、初めにということで、児童相談所の役割、どんなところか。家庭で暮らせない子どもの社会的擁護の場。市内では、愛泉、光の子供の家。よく無理なお願いをした。虐待の背景。貧困の問題。虐待から子どもを保護することばかりであるが、それは一人ぼっちにすることと非常に近い。そのあとの社会に出てからの生き方が触れられていない。そうならないための支援。家族を守る。虐待は無くならない。地域の役割もある。

3 子ども虐待の基本的理解

基本的な考え方。鬼のような親が子供を殴ったりする。通常では考えられない。そこだけ強調されるが、実際にはどこの「おうち」でも起こる。家庭が大変な状況になると、子どもを安定して育てられない。子どもに対してきちんとした余力がなくなり、しつけで怒鳴ったり、エスカレートする。そのような、不適切な養育にばかり目が向けられる。家庭に余裕がなくなった時、虐待が起きてくるものである。深刻な虐待が日常化し、事件になる。家庭という安心で大切な場所で不適切な扱い。心の面でも大きな影響を受ける。その子の一生に大きな面で影響を受ける。そこで、子どもと家族を支援する。虐待をしている親御さんの悲鳴の表れ。人間の子どもは弱いものです。ミルクをあげることから始まって、その結果が今、ここまで成長した姿です。今まで頑張ってきたことに我々の目がいかなくなってしまう。子どもの虐待の対応は、親子分離だけではない。早く発見、再び生活できるように支援。でないと虐待対応対策の意味がない。親が犯罪にならないように、子どもと家族が一緒に生活できるように支援。心と気持ちに寄り添いながら支援。死亡事件が報道される。起きてはならない。児相の不手際。イロハのイの部分が、指摘される。本当に安全を守るというところで疑問が出る。言い訳はできない。児童相談所のスキルは上がっている。私もぶっ殺すとさんざん言われた。怒りもすさまじい。だんだんうろたえなくなってきた。どうやって関

係改善をはかっていくか。それが役割である。きちんとした対応が必要。児相だけで虐待を防げない。本当は親の助けを発見したい。地域の中で見つけてくる。

4 児童相談所とは

児童福祉法で都道府県政令市に設置義務。中核市特別区は設置できる。東京で唯一練馬区がまだ。埼玉では越谷、川越等が中核市で、設置を目指すよう指示している。義務化になる動きがあったが、無理だということで努力義務になった。設置をしているのは、金沢、横須賀、兵庫の明石市が中核市規模で設置している。子どもの福祉全般、各職業の中で、医師は必置。戦後の浮浪児、戦災孤児をどうやって守ろうか、児童相談所が中心・安定した生活の場。乱暴な歴史を扱っている番組もあった。戦災孤児対策の初期は、大人に大切に扱って来られなかった。大人を信じない。どうやって保護していくか。社会の中で一番問題になる戦災孤児そして、高度経済成長時のサラ金問題の時の家族等、時代の先端に児童相談所は位置づいてきた。

5 埼玉県内の児童相談所

草加の支所も間もなく相談所に昇格。

6 児童相談所の機能

どのような相談も基本的に出来る。色々な機関ができてきたので、非行も含めて相談できる。まず大変な状況の児童を一時保護所に保護する。 独自に持っている。今は、介護の施設も契約している。そのような措置が残っている。

7相談の内容

虐待や家庭での生活が無理な場合。障害の判定。非行の相談。13歳までは、児童相談所が扱う。大きな事件で報道される。一時保護所で他の児童と一緒に生活することが大きな問題。

8 児童相談所対応件数推移

この統計は平成二年からおこなっているが、現在では 133778 件 11 倍に増加している。身体的、ネグレクト、心理的虐待が多い。さらに、家族間暴力。子どもの目の前で父が母に暴力を振るう。心理的な虐待である。夫婦の問題に 110 番通報で警察が駆け付けた際に、子どもがいた。震えていた。心理的虐待で一時保護される仕組みになっている。どんどん増えている。一時保護所での対応が夜中になる。警察からの通告。部屋が無くても場所を作る。年間かなりの数がこのような保護になる。警察事例が一番多い。約半分ある。次いで、学校、近隣知人の順になっているが、連絡が義務化になったからである。

9 児童相談所での児童虐待対応件数

埼玉県では、14079件どんどん増えている。

10 児童虐待防止策に関する法改正の経緯

虐待防止法は、児相が対応するようになった。「みのもんたの朝の番組」で児童相談所への批判。平成十年ぐらいから、親の意に反しても保護をする。家のカギを壊してでも踏み込んで保護する。様々な権限がある。しかしながら、ただ保護するではなく、親子きちんと暮らせるようにするという仕組みが大切。

11 児童福祉法、児童虐待防止法改正案の概要

躾のための体罰禁止は、法案になる。ただ、民法の改正に時間がかかる。日本でも親の懲戒権が脅かされて良いのかという問題がある。あと二年間検討する。学校や教委は、児童の秘密を漏らしてはならない。野田の事件では、父親にアンケート内容を伝えた。秘密を守るのは当たり前のこと。そして、子どもの意見表明をできるようにしようという内容。

12 児童虐待による死亡事例の推移

虐待死亡事例がある。毎年ある。減らない。少ない年で50人。多い年で142人。親子心中は虐待に位置付ける。追い詰められた親子が起こす虐待になる。グラフの青い部分が心中以外になる。望まない妊娠の子ども。ゼロ歳児が五割を占める。生まれたばっかり・・。20%が妊婦検診も受けない。

13 児童福祉司の勤務年数の推移

「児相は何やっていたんだ。」あってはならない。関わっていて、助けられない。児相の動きもシステム。その中で、年 10 件が助けられない。現在の職員構成で、児童相談所の経験年数が若い。一年未満と三年未満で 45%を占める。さらに児童福祉司一万人を一気に増やすということは、経験ない人の割合が増えてくる。

14 児童虐待への対応

一番重要なのは、発生予防である。ここに役割が言われている。家族と子育ての支援、早い段階で対応するという流れである。必要な時に保護する。

15 児童虐待の定義

再発防止のための家族支援プログラムは、努力義務として、どうやって家族に返すかの評価を行う。虐待の定義、四つの分野。保護者が子どもに対して―が原則になる。実母が一番多い。家庭の中で保護者が起こす行為を指す。統計だけではあまり意味がない。父母から子ども、母子にパートナーは保護者ではない。同居人からの暴力行為は、それから守れなかった親のネグレクトに分類される。

16 身体的虐待

身体的虐待は、読んでいても身の毛がよだつ。外傷やあざが多い場合が発見される。ところが、 目に見えないところを選んで虐待すると、発見できない。不自然なけがは、説明がおかしい。虐 待が判明する。

17 ネグレクト

車の放置も含む。同居人から守れないのもネグレクト。ゴミ屋敷、汚れた洋服。長年専門機関として関わってきた中で、強い介入をする。しかしながら、長期化する。何やっているか子どもは理解できていない。家の様子しか分かっていない。その中で成長すると、親になった時にどうやって行ったらよいのかか。身につかない。ネグレクトは早期に対処しなければならない。職権保護として、一気に十人を保護したことがあった。ただ生活の改善ができない等、境界線が定めにくい。

18 性的虐待

全体の1パーセントと示されているが、実際にはもっと、多くの数。子どもにわいせつ行為をす

る。直接ではなく広い行為。性的虐待を疑うこと自体に抵抗がある。というのは、本人が語らないからである。後になってようやく分かった例が少なくない。その時気付かなくても、大人になっていく過程で、本人が気づく。そのことから、大きな障害になることがある。影響が大きい。一時保護所で見ていて、ふっと遠い目をして、何か考えている。精神科の先生の観察で相談すると、「乖離」であると。子ども自身が自分で整理できない。自らいなくなる「乖離」という症状。突然のパニックを起こす。大人になって心身をやられてしまう。子どもの心を癒していく治療方法について、丁寧に取り組む必要がある。

19 心理的虐待

家庭で放置。無視 大きな傷を残す。DVの目撃。子どもは一生忘れることはできない。

20 虐待が起きてしまう要因(原因ではない)

なぜ要因かというと、「なる可能性がある」もの。家庭の機能に様々な要因がある。家庭が不安定になって虐待する。そういった状況に追い込まれる。家族が地域で孤立していたら、悪い経済状況が重なってきたら、追い込まれて起きる虐待は保護者を責めても解決しない。虐待をされた子供が、大人になってもそれをやる数は実際には少ない。自分が子どもを大切にするのは大変なことが、分かっている。この感情がある。絶対に虐待しない。自分が虐待されたのに、されていない我が子どもに嫉妬を感じることはあるが・・。みんなするわけではない。

21 経済的困難

社会的孤立が大きな要因。

22 親の要因

望まない妊娠での出産。相談できる人がいない。行き詰ってのストレス。親御さんの発達障害、精神的な要因。それらの要因が重なった時。

23 子どもの要因

子どもの疾患や障害で親が追い込まれていく。子どもと親に支援がいくようにしなければならない。なつかなかったから、だからたたいた。発達障害の親の会の人に聞くと、昔は全然わからなかった。腹が立ってたたいた。風呂場で暑いシャワーをかけたことがあった。今はあんないけないことをしてしまったと後悔しているという。親も子どもを適切に見られない。養育力のアセスメントが必要である。

24 家庭の要因

家庭の中が機能しない。家族の数だけ当たり前がある。例えば、私の妻は九州出身で、まったく家のいろんなことが違う。散々もめて、すべて負けましたが…(笑)。

25 多問題家族の中で暮らす子ども

貧困、病気、孤立、子どもが子どもでいられない。子どもがしなくていいことをやらなければならない。ヤングケアラ―、ネグレクトの家庭に見られる。実際には大勢いる。子ども食堂から見えてくることがある。親が昼夜働いて子供が家事をする。大きくなるにつれて、「どうも家はおかしい」。色々なことに気付く。将来にわたって、自己評価が低くなる。希望や理想が持てないことから、ハンディを持つきっかけに結びつく。

26 虐待に気付くための気になる子どものサイン

色々なサインがある。子どもと接する人は、大変な状況になるとサインを出すので見つけてほしい。出せるように、また、サインに気付くことも必要である。怯える。表情が乏しい。不自然なサイン。極端な無口。そこから、家庭が見えてくる。残虐な行為。乖離も入ってくる。拒食や過食。まじめな子が持ち物を揃えてもらっていない。よほど家庭が厳しい状況等が見えてくる。

27 虐待による子どもへの影響

子どもの虐待は権利の侵害であり、心身に影響が大きい。頭がい骨骨折や脳の損傷など、性感染症も実際にある。愛情の発育不全。情緒や信条の部分に脳委縮があると医学的に言われる。愛情遮断症群、愛情遮断性小人症。 心に拒否感が出て、体重がどんどん落ちて行く。五歳で十キロだけの体重で、ガリガリでおなかが出て行く。自分が大切にされてないと、心も、乖離やフラッシュバックがある。不安や孤独、怒りがある。様々な形で出てくる。

28 援助の特質

児童相談所も役割を果たせとの世論。保護者の意に反して介入しなければならない。親子分離をしなければならないとき、どうやって戻すかが課せられている。まず子どもの安全対策と必要な介入を行う。

29 発生予防のための支援

発生予防、特に、妊娠期間中が不可欠である。望まない妊娠や、生活困窮が虐待事例になる。 支援が必要であるが、なかなか見えない。そういうケースは、受診も検診もしていない。相談できる場を構成することが、社会に求められている。家族を孤立させてはいけない。経済的な問題を 支援する方法を伝える。子どもへのかかわり体制を確立し、虐待につながっていかないように支援する。通報で緊急訪問、子どもだけが泣いている。夜中、手紙を残す。翌朝になってなんてことをする親だということになるが、昼働いて、夜中にも仕事に行っている。何とか子どもだけで頑張っている。深夜労働で結構な数いる。子どもだけでいるところに、もし火事でもあったら。

30 早期発見と対応

一番根本に、食べて行かれる社会の仕組み。民間が助けてではない。公的な責任となる。虐待の通告は義務。虐待の恐れがあるとき、虐待相談の市の窓口か児相に「いちはやく」が虐待通報ダイヤル。「有料」である。夜間通報ダイヤルは、24時間夜間や休日の担当者携帯につながる。電話が鳴るとぞっとした。長年していると、早く対応しないと、と思うようになった。明らかに虐待と分かったら、説得に応じなくても保護する。過酷な仕事である。 勤務先では、八人中四人が病休になった。過酷な現場である。そこには、改善が望まれている。

31 早期発見と対応

「今日来ていますか?」安全確認は 48 時間ルール、その間以内にしなくてはいけない。どんなに時間をおいても、土日があったから、月曜までおかないということでのルール。臨検という立ち入り。親子で暮らせるようにすることを大事にするが、親権喪失もある。ルール化されている。

32 支援の基本姿勢

虐待の家庭でもいろいろな問題に直面して困っている家庭を支援することが前提になる。 その

家族に責任を求めるのではなく、背景にある問題に目を向ける。健康な部分に目を向けて働きかける。

33 児童・家族への支援

親子の再統合に向けて、回復プログラムを立てる。

34.35 市町村の役割

地元の市や町が役割と支援へ向けて、関りが持てるかを模索する。(話題になった)明石市では、子どもに対する取り組みがすごい。児童福祉司の数の配置では、7人が18人に増加した。福祉専門職のネットワークが重要である。児童相談所への配置。どう守って支援を続けていくのか。個別の事例に対して細やかに。市民の皆さんが問われている。関係機関を持っている。市単位で。

36 関係機関の連携

県の児相は、児童相談所以外を経験できない。地域に戻っての対応に関係が持てない。経験が蓄積されない。人口規模によって、市民のネットワークと児童相談所がつながっていくことが大切である。そこに NPO や市民団体、要保護児童会議に入ってもらうことが重要である。

37 一時保護所での子どもの生活

大変な状況から保護されている。子どもにじかに触れて、学ぶ環境にない、勉強ができるように しないといけない。高校受験があるから、受験勉強をする必要がある。合格が決まらないと、どこ に行っていいのかわからない。個別に勉強を見ると頑張るものである。学ぶ意欲を引き出す。

38 社会的養護の現状

四万五千人が里親等や施設で暮らしている。家庭で暮らせない。

39 進学就職の現状

高校卒業後は大学や専門学校への進学が困難である。安くアパートを借りたりして大学に行くのは難しい。重い課題を抱えた子どもほど、先に社会に出るしかない現状がある。

40 家族支援と教育支援の必要性

家庭を支援していくことが大切である。本当に生活に困窮している。その中で起きている。学べる環境が無かった子どもたちが支援を必要としている。

41 地域だからできること

子ども食堂は、支援の入り口になる。 大変な状況が見えてくる。すくすく広場の学習支援は、子どもと家族が地域とかかわっていく中でそういう活動をしている。市民との交流、関係機関との交流が、子どもや家族を守るしくみと提言していく。運動を担っていく。

42.43 あんしん母と子の産婦人科連絡協議会

熊谷鮫島クリニック病院に入院しながら中高生の出産支援を行っている。 病院間で支援を行っている。 病院間で支援を行っている。特別養子縁組等支援をする。

44 子どもの権利条約

権利条約 家庭で暮らすことができない子を支援していく。それに代わる家族のもとで生活させる。

御清聴ありがとうございました。

【記録 山口】

(キリン福祉財団地域のちから応援事業助成金により実施しました。)



